

平成29年8月7日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 伊藤さやか

平成28年(ワ)第31690号 費用償還請求事件

口頭弁論終結日 平成29年6月8日

判 決

5 東京都渋谷区道玄坂一丁目22番7号道玄坂ピア4F

原 告 一般社団法人希望の牧場・ふくしま
同代表者代表理事 吉 澤 正 巳
同訴訟代理人弁護士 林 太 郎

宮城県名取市植松4-1-10

10 被 告 やまゆりファームこと
岡 田 久 子
同訴訟代理人弁護士 大 久 保 誠 太 郎
同 播 磨 源 二

主 文

- 15 1 被告は、原告に対し、金282万2096円及びこれに対する平成28年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 20 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金890万2096円及びこれに対する平成28年10
25 月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告の所有する牛について、平成26年11月1日から平成28年6月30日までの間、事務管理として飼育を行った旨を主張する原告が、被告に対し、事務管理の費用償還請求権に基づき、890万2096円及びこれに対する同年10月2日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 原告は、動物愛護の普及等を目的とする一般社団法人であり、福島県双葉郡浪江町大字立野字春卯野157番で運営する「希望の牧場・ふくしま」（以下「本件牧場」という。）において、東日本大震災の放射線被ばくにより商品価値を失った牛を飼育している。

(2) 被告は、「やまゆりファーム」（平成24年7月以前の名称は「ファームアルカディア」）の名称で、東日本大震災により被災した牛の保護等を行っている者である。

(3) 原告は、被告の依頼を受け、平成24年6月下旬頃、被告の所有する牛約60頭を本件牧場に受け入れた。上記の牛のうち少なくとも41頭（以下「被告所有牛」という。）は、現在も本件牧場において飼育されている。

2 争点及び当事者の主張

(1) 争点1（被告所有牛の飼育についての事務管理の成否）について

（原告の主張）

原告は、被告が被告所有牛の飼育を放棄して本件牧場に来なくなった平成26年10月25日以降、法律上の義務なく、被告のために被告所有牛の飼育をしており、これは被告の意思に合致する行為である。したがって、被告のための事務管理に当たる。

なお、被告が平成27年4月4日に被告所有牛の引取りに来た際、原告が搬出に同意しなかったのは事実であるが、これは、搬出予定先及び同所への

移動について福島県の承認を受けていることが確認できなかったこと（実際には承認は受けていなかった。）に加え、日時を特定した事前連絡を経ないでの来訪だったため対応が困難だったことなどの理由によるものであり、専ら被告の責に帰すべき事由によるものである。原告はそのためをやむなく搬出に同意できなかったのであるから、このことをもって被告所有牛の飼育を自己の事務として行うことを表明したとはいえない。

（被告の主張）

平成26年10月頃に被告が原告に対し牛の飼育費用の分担等についての協議を申し入れたところ、原告は同月25日に被告に対し、本件牧場の施設への立入を禁止する旨を表明した。また、その後の東京簡易裁判所における調停期日、東京地方裁判所における仮処分事件の審尋期日にも原告は出頭せず、これらの事件の答弁書においては被告所有牛を本件牧場から退去させるよう求めていた。

そのような状況下で、被告が平成27年4月4日に被告所有牛の引取りのために本件牧場に赴いたところ、原告は引渡を拒否した。これは、原告の責任と負担で被告所有牛を飼育する旨の表明であるから、以降の飼育は原告が自己の事務として行ったものであり、被告のための事務管理には当たらない。

(2) 争点2（原告の有する費用償還請求権の額）について

（原告の主張）

原告が被告に対して有する事務管理の費用償還請求権の金額は、以下のとおり890万2096円である。

ア 被告所有牛の飼育費用

平成26年11月1日から平成28年6月30日までの間に原告が本件牧場全体の牛324頭のために要した飼育費用は2230万1444円

（内訳は別紙有益費目録1から7のとおり）であるから、そのうち被告所有牛41頭のために要した部分は282万2096円となる（2230万

1444円×41頭／324頭)。

イ 労賃

上記期間(608日間)に原告が被告所有牛の飼育のために費やした労働力に対する労賃を1日当たり1万円として算定すると、608万円となる。

(被告の主張)

ア 飼育費用については不知。なお、平成25年12月27日の協議に基づき、被告は本件牧場に設置したコンテナ等の費用400万円のうち200万円を負担しており、牛の経費負担についても、被告20パーセント、原告80パーセントとする旨を合意していた。

イ 労賃の性質は報酬であるところ、事務管理者に報酬請求権は認められない。

(3) 争点3(原告が費用償還請求権を放棄したか否か)について

(被告の主張)

争点1において主張した事実に加え、原告は調停事件及び保全事件の答弁書においても経費は請求しない旨を述べていたのであるから、過去の費用償還請求権についても放棄したものであるべきである。平成27年4月4日に被告が被告所有牛の引取りのために本件牧場を訪れた際にも、飼育費用の請求は受けていない。

(原告の主張)

争う。原告は調停事件及び保全事件の答弁書において、現時点で被告に対し費用を請求する意思がない旨を記載したことはあるが、これは上記各手続時点で問題となっていた平成24年7月から平成26年6月までの期間の飼育費用について言及したものであるし、請求権を放棄するとの意思表示をしたものではない。

また、平成27年4月4日に被告所有牛の搬出に同意しなかった経緯は争

点1において主張したとおりであり、既発生の費用償還請求権を放棄ないし免除する意思表示をしたものではない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

5 前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 本件牧場は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から約14キロメートルの地点にあり、原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域（同発電所から半径20キロメートル圏内）に含まれる。（甲1、2）

10 (2) 同法に基づく平成23年5月12日付け指示（平成24年4月5日付け指示による変更後のもの）によれば、上記警戒区域の域内に生存している家畜等（以下「対象家畜」という。）を警戒区域外へ移動させることについては制限を加えるものとされ、同指示を受けて策定された福島県の避難指示区域内家畜対処方針においては、対象家畜を警戒区域外に移動させることは禁止され、警戒区
15 域内における移動についても、移動先の市町村の了承を得た上で、予め福島県家畜保健衛生所長に対し、移動予定日時、移動先、移動対象家畜その他の情報を添えて申請を行い、承認を受けることとされた。（甲16、17）

(3) 被告は、東日本大震災の後、福島県双葉郡楡葉町において被告所有牛等の飼育をしていたが、平成24年6月下旬頃以降、原告の同意を得て、被告所有牛
20 等を本件牧場に移動し、同所において飼育作業をするようになった。この時点では、飼育費用の負担割合等に関する合意はされなかった。（甲3、18、乙12、被告本人）

(4) 原告は、本件牧場において、原告及び被告以外の者が所有する牛についても飼育を行っているが、その所有者らから労賃は受領していない。（甲4、原告
25 代表者）

(5) 平成25年12月27日に、原告代表者及び被告も出席して、本件牧場の運

営等に関する会議が行われた。同会議においては、同日時点までに購入したコンテナ、資材等関係の経費400万円は原告と被告が200万円ずつ負担すること、牛の飼育費用等は原告と被告が8対2の割合で負担することなどが合意された。(甲12)

5 (6) 原告は、平成26年9月21日、被告からの求めに応じて、平成24年7月から平成26年6月までの期間における被告所有牛の飼育に関する費用として、878万2506円を請求する書面を交付した。(乙4の1, 12, 被告本人)

10 (7) 被告代理人は、原告に対し、平成26年10月20日付け書面により、牛の飼育費用の負担について話し合いたいので、調停申立てをする予定である旨を連絡した。(乙11)

(8) 被告は、平成26年11月以降、本件牧場における被告所有牛の飼育作業をしていない。(甲18, 原告代表者)

15 (9) 原告は、平成26年10月30日のメールで、被告に対し、被告所有牛を移動させて本件牧場から退去するよう求めた。(甲15)

(10) 被告は原告を相手方として、上記(6)の請求に係る費用の負担額についての話し合い及び、本件牧場のユニットハウス等への立入、使用を妨害しないことなどを求める調停を同年11月6日付けで東京簡易裁判所に申し立てたが、平成27年1月9日付けで取り下げた(以下「前件調停事件」という。)。原告は前
20 件調停事件の期日には出頭しなかったが、提出された答弁書には「現時点で相手方は申立人に対し、費用を請求する意思はありません。」との記載があった。
(甲13, 乙4の1・2, 5, 6, 12)

25 (11) 被告は、平成26年11月18日付けで、原告を債務者として、本件牧場及びその施設についての占有、使用の妨害禁止を求める仮処分命令を東京地方裁判所に申し立てたが、同年12月9日付けで取り下げた(以下「前件保全事件」という。)。原告は前件保全事件の審尋期日には出頭しなかったが、提出され

た答弁書には「信頼できない人にはもう請求はしません。」との記載があった。

(乙1から3(枝番を含む。))

(12) 被告代理人から原告に対して送付された平成27年3月31日付け書面には、「この度、やまゆりファームの牛を外に移動いたします。ご協力よろしく
5 お願い致します。」との記載がある。(乙10)

(13) 被告は、平成27年4月4日朝に数名の者ととも本件牧場を訪れ、被告
所有牛の引渡を求めたが、原告は搬出に同意しなかった。(甲18、原告代
表者、被告本人)

2 争点1(被告所有牛の飼育についての事務管理の成否)について

10 (1) 前記前提事実及び認定事実によれば、原告は平成24年6月下旬頃に被告所
有牛を本件牧場に受け入れ、以降は原告と被告が共同で牛の飼育に当たってき
たこと、平成26年11月以降は被告は本件牧場における牛の飼育作業をして
おらず、専ら原告がこれに当たっていることなどの事実が認められる。

15 (2) 被告は、牛の飼育作業をしなくなった経緯につき、平成26年10月25日
に原告から本件牧場の施設への立入を禁止されたためである旨を主張する
が、禁止の具体的な態様については「Twitterやメールにより」など
とするにとどまり(乙12)、具体的な禁止文言の内容やこれに対する被告
の対応等については明確な主張がされていないことからすれば、原告が上記
20 時期に被告に対し本件牧場への立入を禁止していたとの事実を認めることは
できない。また、原告は平成26年10月30日のメールや前件調停事件及び
前件保全事件の答弁書において、被告に対し、被告所有牛を移動させて本件牧
場から退去するよう求めているが、移動がされなかった場合には自己の事務と
して飼育を継続するとの意思までをも表示していたとは認め難い。

25 認定事実(7)及び(9)から(11)の事実関係に照らせば、原告被告間では過去の飼育
費用等をめぐって対立状態が生じていたことはうかがわれるが、被告において
も被告所有牛の飼育が継続されることを希望していたのは明らかであり、これ

を実現するためには本件牧場における飼育の継続以外の方策はなかったと考えられる以上、原告が被告所有牛の飼育をすることは、被告のための事務であり、被告の意思に反する行為ではなかったものというべきである。

5 (3) また、被告が平成27年4月4日に本件牧場を訪れて被告所有牛の引渡を求めたのに対し、原告が搬出に同意しなかったとの経緯については前記認定のとおりであるが、被告は上記時点で搬出予定先としていた福島県南相馬市の了承や、福島県家畜保健衛生所長からの承認は受けていなかったのであるから、搬出は現実には不可能な状況だったのであるし、搬出計画そのものも、
10 数日間かけて被告所有牛とその他の牛の選別を行った上でトラックで搬出するというおよそ現実味に欠けるものだったのであるから（被告本人）、原告が同意しなかったのは当然の対応というべきであって、これが以降は自己の事務として被告所有牛の飼育を行う旨の意思の表示に当たる行為であったとは認められない。そして、被告所有牛の飼育の継続を希望する被告の意向に変化はなかったと考えられるところ、上記のとおり被告がこれを搬出することは不可能な状況にあった以上、上記希望を実現するためには本件牧場における飼育を継続する以外の方策はなかったというべきであるから、以降も原告が被告所有牛の飼育を継続したことが、被告の意思に反する行為であったとも認められない。

15 (4) 以上によれば、平成26年11月1日から平成28年6月30日までの期間に原告が行った被告所有牛の飼育は、被告のための事務管理として行われたものであったと認められる。

3 争点2（原告の有する費用償還請求権の額）について

(1) 飼育費用について

25 争点1における認定を前提とすれば、平成26年11月1日から平成28年6月30日までの間に原告が支出した被告所有牛の飼育費用は、有益費に当たるものと認められる。そして、その金額については、上記期間中に本件

牧場に所在した牛の総数324頭について支出された飼育費用総額2230万1444円（詳細は別紙有益費目録1から7のとおり，甲5から11（枝番を含む。））に，被告所有牛の頭数41頭が上記総数に占める割合を乗じて算定した金額である282万2096円と認めるのが相当である。

5 なお，原告被告間で成立していた認定事実(5)の合意のうち，コンテナ，資材等関係の経費の負担に関する部分は，同合意成立以前に支出された費用の負担割合を定めたものであり，本件で請求されている期間における飼育費用の負担割合に影響を及ぼすものではないことが明らかである。また，飼育費用に関する合意部分がいずれの時期まで適用されるものであったのかは必ずしも判然としないが，上記算定において用いられた被告の負担割合は，上記合意において定められた負担割合よりも低いものであるから，結局，上記認定が左右されることはない。

(2) 労賃について

15 原告は，被告以外の第三者の所有する牛について無償で飼育を行っており（原告代表者），職業ないし営業の枠内の行為として飼育を行っていたとは認められない。上記事実関係のもとでは，管理者に対する報酬としての性質を有する労賃は，民法702条1項所定の費用償還請求権の範囲には含まれないものと解される。

20 (3) したがって，原告から被告に対しては，282万2096円の限度で費用償還請求権が発生したものと認められる。

4 争点3（原告が費用償還請求権を放棄したか否か）について

25 (1) 争点1において判示したところに照らせば，原告が本件牧場への被告の立入を禁止したとの事実は認められず，平成27年4月4日に被告所有牛の搬出に同意しなかったことにより，それ以前に発生した費用償還請求権を放棄したものと認めることもできない。

(2) また，前件調停事件及び前件保全事件において原告が提出した答弁書には

認定事実(10)及び(11)の記載があったことが認められるが、これらの記載はその時点で問題となっていた平成24年7月から平成26年6月までの期間の飼育費用を対象としたものであったと考えられる上、その文言等に照らしても、あくまでも上記各事件の手續内において上記費用の請求はしない旨を述べたものにとどまると解され、本件で請求されている平成26年11月1日から平成28年6月30日までの期間の飼育費用に係る費用償還請求権を放棄ないし免除する意思表示であったとは解されない。

第4 結論

よって、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第28部

裁判官 阿 保 賢 祐

これは正本である。

平成 29 年 8 月 7 日

東京地方裁判所民事第28部

裁判所書記官 伊藤 さや か

